九六　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一　83　二両

九七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一　83　一芸

九八　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　二　85　一六

九九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　88　一〇

一〇〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　88　一〇

一〇一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　五　88　一〇

一〇二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　88　一一

一〇三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　88　一二

一〇四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　88　一三

一〇五―一一二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　91　一〇

一一三―一一五　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　91　一七

一一六―一一八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇　91　一八

一一九　中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　二四　一

一二〇　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　三

一二一　公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二六　三

一二二　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　三〇　106　四〇

一二三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　106　四〇

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する告示　一　83　一六

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　一　83　一三

財務省、農林水産省

一一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　四

財務省、経済産業省

五　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件　一　83　一三九

文部科学省

五七　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第二十八条第一項第一号に基づく登録施設利用促進機関を登録した件　一　83　一四三

五八　保持者死亡による重要無形文化財の指定解除及び認定解除の件　八　二

五九　保持者死亡による認定解除の件　八　二

六〇　文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件の一部を改正する件　一五　95　一

六一　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　一五　95　二

六二　平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件　一五　95　四

文化庁

六　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　八　二

七　名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件　八　二

八　天然記念物及び名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件　八　二

九　重要文化財を管理すべき団体を指定する件　八　二

一〇―一二　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　一一　二

一三　天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　一一　三

一四　登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　一一　三

厚生労働省

一八四　健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件　一　83　二四三

一八五　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件　一　83　二四三